

## 令和6年度徳島県移住フェア等企画・運営業務仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度徳島県移住フェア等企画・運営業務

### 2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

### 3 委託業務の目的

首都圏や大阪圏において、県内市町村や人材不足が顕著な業界団体等が参画する移住フェア及び移住セミナーを開催することで、都市部からの人材環流を加速し、本県への移住を促進するとともに、人材不足の解消に繋げることを目的とする。

### 4 委託内容

業務の目的を達成するために、以下のイベント企画・運営業務を行うこと。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

#### (1) 業務項目

- ア 移住フェアを企画・運営すること
- イ 移住セミナーを企画・運営すること

#### (2) 共通事項

- ア 本業務遂行に当たって、県が配置する移住の総合案内人「とくしま移住コンシェルジュ」、県内市町村、県関係部局等と連携すること。（必要に応じ本県が連携依頼を行う）
- イ 必要に応じて、「5 来場者組数の目標」の達成につながる工夫や、魅力的なイベント企画、取組を独自提案し、実施すること。内容については、県と協議の上、決定する。

#### (3) 各業務の詳細及び留意事項

- ア 移住フェアを企画・運営すること

##### (ア) 実施内容

徳島県の魅力が伝わるテーマ、内容を提案し、県内全市町村及び関係団体等が一堂に会する移住フェアを大阪市及び東京都で各1回企画・運営する。

##### (イ) 主催・共催について

本業務で開催するイベントについて、主催は徳島県とする。ただし、イベントの内容によって共催団体が追加となる可能性があるため、都度県と協議すること。

(ウ) 開催日

- ・東京フェア 11月9日(土)
- ・大阪フェア 県との協議により決定する。

(エ) 開催会場

- ・東京フェア

東京交通会館12階 カトレアサロンB 450㎡

※東京交通会館(東京都千代田区有楽町二丁目10番1号)の会場概要は、ホームページを参照のこと。

[\(https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/\)](https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/)

- ・大阪フェア

会場は提案事項に含め、県との協議により決定する。

- ・会場は受注者が予約し、会場設営費(会場使用料、什器・備品・機材一式、回線利用、荷物搬入・搬出等)は委託費から支出すること。
- ・会場レイアウトは、受注者が提案の上、県と協議して決定する。

(オ) 運営

- ・来場者の受付スペース、会場案内を行う総合案内ブース及び市町村や企業、関係団体による本県の暮らしや仕事に関する相談ブースを設けること。現地総ブース数は、35(総合案内ブース1・県内市町村24・企業5・関係団体5)程度を想定している。会場面積、出展希望団体数等に応じ、調整すること。
- ・現地でブースを設けることができない市町村については、オンラインによる参加を想定しているため、オンライン参加団体が発生した場合には、移住フェアの会場に必要な機材等を用意すること。なお、本募集に当たり、ブース等の配置案も提案すること。
- ・移住フェアへの出展団体の募集及び調整については、県と協議・連携しながら受注者が実施すること。
- ・移住フェア会場には県及び市町村の移住・定住に関する資料を配架する資料コーナーを設けること。なお、配架する資料の手配及び調整は、受注者が行うこと。
- ・移住フェアに必要な備品は、受注者が委託費の中から準備するものとする。
- ・来場者の参加費については、原則無料とすること。
- ・移住フェアのタイトル、開催日時、開催方法、プログラム内容、ゲスト、広報手段、開催当日までのスケジュールを記載した計画書を、原則開催日の90日前までに作成すること。

(カ) 資料

- ・出展者用マニュアル

県と協議しながら受注者が作成すること。

- ・来場者配布用プログラム  
県と協議しながら受注者が作成すること。デザイン料及び印刷費は委託費から支出すること。

#### イ 移住セミナーを企画・運営すること

##### (ア) 実施内容

- ・移住への疑問を気軽に質問できる環境づくりを行い、移住に向けて有用な情報収集ができるセミナーを企画し、8回開催すること。
- ・セミナー中またはセミナー後に、移住相談の時間を設けること。
- ・当日のスケジュールは、会場設営が1時間程度、セミナー及び移住相談の時間が2～3時間程度、撤収が30分程度とすること。

##### (イ) 主催・共催について

本業務で開催するイベントについて、主催は徳島県、共催は特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター（以下「ふるさと回帰支援センター」という。）とする。ただし、イベントの内容によって共催団体が追加となる可能性があるため、都度県と協議すること。

##### (ウ) 開催日・開催場所・会場利用時間

- ① 2024年6月30日（日）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームC  
10時30分～15時
- ② 2024年7月27日（土）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームB  
11時30分～16時
- ③ 2024年9月8日（日）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームB  
10時30分～15時
- ④ 2024年11月8日（金）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームC  
16時30分～21時
- ⑤ 2024年12月1日（日）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームB  
11時30分～16時
- ⑥ 2025年2月22日（土）  
東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター セミナールームB  
11時30分～16時
- ⑦ 未定（発注者との協議により決定）
- ⑧ 未定（発注者との協議により決定）

- ・未定の移住セミナーの会場は、ふるさと回帰支援センターの管理するセミナールームを利用すること。開催日決定後、県が予約手続きを行う。会場使用料は委託費に含まない。付属として大型モニター1台、パソコン1台、マイク2本、ポータブルスピーカー1台、机・椅子・アクリル板・有線インターネット・Wi-Fiは、無料で利用できる。
- ・開催方式はリアルまたはハイブリット（リアル×オンライン）とする。
- ・備品借り上げ・設営手配、各種手続き調整については、共催のふるさと回帰支援センターの担当者を通して行うこと。

#### (エ) 運営

- ・出展団体の募集及び調整については、県と連携しながら受注者が実施する。
- ・トークショー等を実施する場合、登壇するゲストスピーカーの決定は、県と受注者で協議の上、決定する。また、謝金等を支払う必要がある場合は、委託費の中から支出すること。
- ・各セミナーは事前申込を原則とする。ただし、当日の申込受付も可能とする。また、来場者の参加費は原則無料とする。
- ・移住セミナーのタイトル、開催日時、開催方法、プログラム内容、ゲスト、広報手段、開催当日までのスケジュールを記載した計画書を原則開催日の30日前までに作成すること。

#### (4) 広報・広告

ア 本事業で実施する各イベントの広報ページを下記の期限までに、作成すること。なお、当該ページは、本県移住・定住情報発信サイト「住んでみんで徳島で！」内のイベントページに作成すること。

(ア) 移住フェア 開催日の60日前まで

(イ) 移住セミナー 開催日の30日前まで

イ 各イベント内容を的確に伝え、訴求力のあるチラシを紙媒体とPDFにて作成すること。チラシの仕様は以下の通りとし、その他については県と協議して決めるものとする。

(ア) 移住フェアチラシ A4縦 カラー印刷 1,000部程度

(イ) 移住セミナーチラシ A4縦 カラー印刷 500部程度

納入先は以下の通りとし、納期については県と協議の上決定すること。

(ウ) 徳島県生活環境部労働雇用政策課 移住交流室

(エ) 徳島県徳島市寺島本町西1-6-1 徳島駅クレメントプラザ5階  
とくしま移住交流促進センター

(オ) 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階  
ふるさと回帰支援センター内 住んでみんで徳島で！移住相談センター

(カ) 大阪府大阪市中央区南船場3-9-10 徳島ビル4階

徳島県関西本部

(キ) 県内24市町村

ウ 広報事業のスケジュール案を作成し、効果的な発信に努めること。配信やプレスリリース時期については、県と協議の上決定すること。

エ 各イベントの集客のため、受注者自ら有する広報媒体の活用や委託費の範囲でターゲット層に併せた広報、広告手段の活用を提案し、実施すること。

(5) 実績報告

ア 実績の取りまとめ、報告

(ア) 以下に記載する内容を記した開催結果報告書(任意様式)を作成し、各イベント終了後30日以内に県に提出すること。

(イ) 開催結果報告書内には、広報・周知の実績及び分析、フェア・各セミナーの概要及び当日の写真データ、来場者の氏名や連絡先等の情報一覧、参加者アンケートの集計結果、イベントの実施効果や課題及び改善案等、その他成果品と認められるものを記載すること。

イ 納品

(ア) 開催結果報告書は電子データ及び紙媒体にて納品すること。

(イ) 当日の写真データについては、電子媒体(DVD-R等)の外部記憶媒体にて納品すること。

(6) 報告と効果分析

ア 業務総括責任者の配置

(ア) 受注者は、本業務を円滑に進めるため、県及び関係機関との連絡調整を行う業務総括責任者を配置すること。

(イ) 業務総括責任者は、県、ふるさと回帰支援センター、「とくしま移住コンシェルジュ」、出展者、ゲスト等と十分な意思疎通が図ることが出来るものとし、県と緊密な連携、調整を図ること。

イ 業務計画書

受注者は、契約締結後20日以内に業務計画書を作成し県に提出すること。内容は以下の通りとし、変更が生じた場合は、随時、変更業務計画書を提出すること。

(ア) 業務の名称

(イ) 業務の場所

(ウ) 業務工程

(エ) 業務内容

(オ) 実施及び連絡体制

ウ 進捗状況の報告

受注者は、本業務の進捗状況及び今後の実施見込みや、県の求める内容について報告を行うこと。

## エ アンケート

本事業で実施する各イベントの来場者に対しアンケートを実施・集計し、広報の効果やイベント内容の満足度等について分析を行うこと。アンケート項目は県と協議の上決定すること。全出展団体に対しアンケートを実施・集計し、満足度や来年以降の改善点等の分析を行うこと。アンケート結果については、市町村や関係団体とも共有すること。

## オ 業務完了報告書

本事業終了後、事業の取組状況や来場者数等の実施結果を写真等とともに掲載した任意の様式の業務完了報告書を作成し、県へ提出すること。本業務で作成した各種報告書及び啓発品のデータについても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

(ア) 提出形式 紙媒体 2部及び電子媒体 (DVD-R等) 1部

(イ) 提出期日 令和7年3月24日 (月)

(ウ) 提出場所 徳島県徳島市万代町1-1 5階

徳島県生活環境部 労働雇用政策課 移住交流室

## 5 来場者組数等の目標

以下(1)及び(2)を本業務における来場者組数等の目標とする。

### (1) 来場者組数

ア 移住フェア 合計150組以上

イ 移住セミナー 合計 80組以上

### (2) 相談件数

ア 移住フェア 合計300件以上

イ 移住セミナー 合計 90件以上

## 6 対象経費

本業務の実施に伴う対象経費は、4に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認められない。

(1) 土地・建物を取得するための経費

(2) 施設・設備を設置又は改修するための経費

(3) その他本事業との関連が認められないと発注者が判断した経費

## 7 秘密保持

(1) 受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。

(2) 受注者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。

- (3) 取得した個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を初めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、適正に管理し、取り扱うこと。

## 8 情報セキュリティ

- (1) WEB配信を行う際は、別記2情報セキュリティ特記事項を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- (2) 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- ア 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO（宛先）、CC（カーボン・コピー）、BCC（ブラインド・カーボン・コピー））、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
- イ 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の送信先の電子メールアドレスが分からないよう送信先の電子メールアドレス区分をBCCに設定すること。
- ウ 重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- エ 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

## 9 その他

- (1) 受注者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- (4) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、県と協議の上、県の指示に従うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと県が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。